

報告第8号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月1日報告

鯖江市長 佐々木 勝久

専決第6号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月15日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和7年5月17日 午後4時40分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市糺町第26号4番地先 |
| 4 事故の概要 | 相手方が市道・糺ニュータウン線を自家用車で南方向に走行していたところ、進行方向にあった道路の穴で自家用車のタイヤを損傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 4,312円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。